



“ 空家リフォーム補助金のご案内 ”

市内の空家の利活用を図り、良好な市街地の形成と定住の促進を目的として、空家を住宅としてリフォームする人に、リフォーム費用を補助します。

20万円以上の空家リフォームに工事費の10分の1、
最大50万円（加算額を含む）を補助します。

① 対象となる人

- ア) 空家の所有者
- イ) 空家を取得して、居住するためにリフォームを行う人
- ウ) 市税を滞納していない人
- エ) 暴力団員でない人

② 対象となる空家

個人が所有している1年以上の空家で、住宅としてリフォームするもの。

ただし、一度も使用していない建物は対象外です。

③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工業者に発注するもの
- イ) マンション、長屋住宅、給与住宅等でない
- ウ) 空家解体補助金をもらっていない
- エ) 完了実績報告書を申請年度の3月末日までに提出できる
- オ) 工事着工前である

※工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。



④ 対象となる工事

対象となるリフォームは、裏面のとおりです。

⑤ 補助金の額

20万円以上の補助対象となるリフォーム費用に対し10分の1（1割）を補助します。
ただし、限度額は30万円です。

⑥ 加算額

次のいずれかに当てはまる場合は、補助額に20万円の加算があります。ただし、複数該当しても20万円です。

- ア) 市外からの転入者
- イ) 若者夫婦世帯（夫婦いずれかが40歳未満の世帯）
- ウ) 若者パートナーシップ宣誓世帯（パートナーいずれかが40歳未満の世帯）
- エ) 子育て世帯（15歳以下の子供を扶養している世帯）
- オ) 居住誘導区域内にある空家

⑦ 補助金の制限

補助の対象者および対象空家につき1回限りです。

⑧ 申込期間

令和6年4月1日（月）から
※予算に達した時点で終了となります。



問い合わせ
建築住宅課（第二庁舎2階）
☎ 0279-22-2072

⑨ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) リフォーム前の写真
- ウ) リフォーム内容を記した図面
- エ) 見積書のコピー（市内業者に限る。）
- オ) 世帯全員の住民票 →市民課（本庁・行政センター）
- カ) 市税の納税証明書（未納額のない証明用）又はこれに代わるもの **※注1**
- キ) 空家の登記事項証明書 →法務局
（未登記の場合は、直前の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し）
- ク) 売買契約書のコピー（上記で所有権が確認できない場合に限る。）
- ケ) パートナーシップ宣誓書受領証の写し（該当者に限る。）



※注1 渋川市にお住まいで、市が納税状況を確認することに同意した人は不要です。
本人確認のため、身分証の提示をお願いします。
市外にお住まいの人は、お住まいの市区町村のものを用意してください。

⑩ 補助の対象および対象外となる工事の一覧

補助の対象となる工事	補助の対象外となる工事
屋根の葺替・塗装・防水等、雨どい等の修理・交換、外壁の張替・塗装等の外装改修	別棟の車庫・物置・倉庫等の設置、改修
部屋の間取りの変更、模様替え	店舗、工場、事務所等の改修
根太、大引等の床組補修	門、塀、舗装、造園、植栽等の外構
床、壁、天井の張替、塗装等	リフォームを伴わない電話・インターネット回線・防犯機器・エアコン等の設置、配線及び家具等の購入、設置
断熱改修	家庭用電化製品・ガス器具・石油暖房器具等の購入、設置
畳の取替、表替等	室内カーテン・ブラインド等の取付け、取替（カーテンレール含む）
建具の取付け・交換・張替、開口部の設置等	シロアリの駆除、その他の防虫、消毒の薬剤散布等
浴室、洗面室、便所、台所等水回りの改修	建物の新築、10㎡を超える増築、改築等
住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス、サンルーム等の設置、交換	住宅の解体（リフォームに伴う部分の解体は除く）
給湯設備機器の設置、交換	下水道接続、合併浄化槽等の設置
照明（単に電球・蛍光灯の交換を除く）、コンセント、スイッチ、住宅設備機器、住宅防災機器等の設置、交換	公共事業に伴う補償の対象となるもの
リフォームに伴う給排水衛生設備、空気調和設備、電気設備、ガス設備、オール電化設備の改修、交換	太陽光発電システム、蓄電池システム及びそれらに付属する機器等の設置
バリアフリーとなるもの（手摺の設置、段差の解消、廊下の幅拡張等）	市の他の補助制度により補助対象となるもの
省エネルギー化となるもの	その他市長が対象外と認めるもの
その他市長が認めるもの	